

「高山市景観計画」の見直し案（骨子）

1. 計画の位置付け

- ・「景観法」に基づく任意計画
- ・良好な景観形成のための目標や方針を定めるとともに、地域特性に応じた建築物の色彩や高さ、屋外広告物の掲出等の基準を設定

2. 見直しの理由

平成18年の策定以降、景観に対する関心の高まりとともに、基準の範囲内であっても町並みと調和していないとの意見が寄せられる事例や、現行の基準では事業者に対し明確な指導が困難な事例が見られるなど課題が生じているため、基準の強化や明確化、新たな基準の設定などの見直しを行う。

3. 見直しのポイント（別紙参照）

（1）屋外広告物

①サイズ・個数関係

- ・種類に応じた面積限度の設定
- ・壁面あたりの個数制限の設定
- ・伝統的建造物群保存地区に特化した基準の新設
- ・屋上広告物を設置できない区域の拡大

②色彩関係

- ・「原色」の定義の明確化
- ・市内全域における色彩基準の強化

③特殊な広告物の取り扱いの明確化

- ・電光表示板、商品モニュメントの掲出基準の設定

（2）建築物

①宮川沿い眺望景観向上のための色彩基準の強化

4. 今後の予定

関係団体との協議や住民説明会の開催、パブリックコメント等を踏まえ、平成29年3月までに計画変更及び公表